

新宿区における福祉用具貸与及び販売の判断基準

○新宿区の判断基準

国の告示及び解釈通知に準じます。

※ 上記の基準は全国一律のものでありますが、保険者によって可否の判断にばらつきがある用具もあります。このような背景から、テクノエイド協会で認められているものについては認めるといった、「テクノエイド協会選定基準に準ずる」としている区も多いです。新宿区においてもテクノエイド協会の選定基準は参考に行っているところではありますが、福祉用具の選定においては、利用者の個々の状態により、その都度適否を判断するものであり、また、条件付きで貸与を認めている用具もあるため、一律に貸与が可能とすることは難しいので「テクノエイド協会選定基準に準ずる」とせず、国の告示及び解釈通知に沿って、判断しています。

区の判断はテクノエイド協会の選定基準にほぼ合致しているケースが多いため、福祉用具事業所の方においては、参考にしていただきたいと思いますが、判断に迷う場合は必ず介護保険課へご相談ください。あくまで、参考にする程度でお願いします。

下に可否一覧がございますが、こちらは、これまでに区が回答した内容に基づき一覧にしたものになります。問い合わせの多い用具や、判断に迷う用具を抜粋し載せております。

可否一覧

分類	商品名	新宿区	テクノエイド	備考
歩行器	ピウプレウスト 75	○	○	
	歩行車レッツゴー	○	○	
	サニーウォーカー SP	×	×	「体の前及び左右を囲む把手等を有する」に該当しないため。
	ヘルシーワン T-R75	○	○	歩行器は「体重を支える構造を有するもの」が条件になりますので、個々の身体的な状況から判断していただくことにはなります。
車いす	電動車いす SP40	○	○	解釈通知の改正により貸与可となった。
	プロファンド	△	○	条件付きで貸与可。 (注1)
車いす付属品	予備バッテリー	△	○	条件付きで貸与可。 (注2)
	酸素ボンベ架台	△	○	条件付きで貸与可。 (注3)

移動用リフト	介護リフトつるべー G2R セット	×	×	「住宅の改修を伴う もの」であるため。
体位変換器	セロリ A 及び B	○	○	条件付きで貸与可。 (注4)
	ナーセントパットA	△	×	
	バナナターン	○	○	
手すり	たよレール dan 「踏み台」	×	×	手すり部分のみ貸与 可としているが、オプ ションとして取り付 ける「踏み台」に関し ては貸与不可。(注5)

(注1) 次の条件を満たす場合のみ、貸与が可能となります。

- ①リハビリ等が目的ではなく、「専ら日常生活の場で使用する」場合
- ②要介護者等が用具を安全に使いこなすことができる場合

(注2) 次の条件を満たす場合のみ、貸与が可能となります。

- ①ケアマネジャーがアセスメントやサービス担当者会議により、予備バッテリーを使用しないと利用者の生活に支障が生じることを明らかにしたうえで、予備バッテリーをケアプランに位置付けていること。

(生活に支障がある場合の例⇒長距離の通院が必要で、本体バッテリーだけではバッテリーが不足する)

- ②福祉用具貸与事業所の福祉用具サービス計画書においても、予備バッテリーの必要性が明確になっていること。
- ③本体付属バッテリーのみで、日常生活に支障がなく、単なる予備とする場合ではないこと。

(注3) 次の条件を満たす場合のみ、貸与が可能となります。

- ①日常生活の場面で酸素ボンベを使用しないと外出不可能であること。
- ②定期的に車いすで外出する頻度が高いこと。
- ③サービス担当者会議で検討し、ケアプランと福祉用具サービス計画書にその旨明記すること。

(注4) 次の条件を満たす場合のみ、貸与が可能となります。

- ①体位の保持のみを目的とするのではなく、体位変換を目的とする場合
- ②その用具がその要介護者等にとっては、他の用具による方法より、合理的な効果が見込まれる場合

(注5) 「踏み台」が手すりと一体的になっており、取り外し不可のものについては、段差解消を目的とするのではなく、あくまでも手すりの利用を目的とする場合に限り認められます。

※ 上記の可否一覧については、これまでの問い合わせ等で回答した内容に基づくものであり、国の基準の改正や、社会通念等の背景の変化により、今後変更する可能性があります。

また、利用者の状況に応じ、可否の判断が変わる可能性があります。

貸与の可否について判断に迷う場合は、必ず介護保険課へご相談ください。

※ 福祉用具貸与に関する問い合わせの際は、商品によってはAタイプBタイプのように、型が違うものがありますので、商品名とT A I Sコードをお知らせください。